

富山市のひとり親家庭奨学金事業

反貧困ネット
とやま 9月5日

市に対象年齢拡大を要望

反貧困ネットワークとやまは9月5日、富山市が実施する「ひとり親家庭奨学金給付事業」について、対象年齢の拡大などを求める森市長あての要望書を提出し、所管する市子ども福祉課と懇談しました。対応した課長の熊本氏は、対象を18歳までに限定する意図はなかったと述べた上で、「市としてもより良い事業にしていきたい」と応えました。

市も「良い事業にしたい」

富山市では、ひとり親家庭の子どもが、医療や介護などの国家資格取得を目指して、県内の大学



市子ども福祉課長の熊本氏（右）に要望書を手渡す西山代表（市役所で）

などに進学する場合に利用できる給付型奨学金として、2016年からこの事業を実施してきました。

しかし、対象者を「児童扶養手当」に連動させたことで19歳以上の子は対象外とされてしまい、何らかの理由で進学が遅れたり、標準4年で卒業の単位制高校に通うなどして卒業時に18歳を超えていた場合に、この事業を利用できないとの指摘が教育現場から上がっていました。

反貧困ネットとやまは、この事業が「貧困の連鎖」を断ち切るための、全国的にも先駆的で高く評価できる事業だとして、より多くの方に活用してもらいたいよう、「20歳までの子ども」を対象とすることを市に要望しました。

懇談には、反貧困ネットワークとやまから西山貞義代表世話人と布目貴大世話人、杉田瑞樹事務局長が参加。市側は熊本真紀子ども福祉課長と岩滝新太郎課長代理、中村貴恵係長が応対しました。

18歳超を対象外とする意図はない

懇談のなかで市側は、18歳超の子を対象外とする意図は当初なかったが、児童扶養手当を所管する当課が奨学金事業を受け持ったことで、結果として年齢制限が生じることとなった旨を回答。

その上で、「今の制度では単位制や通信制高校の生徒までは網羅できていない現状は把握しており、市としても、この事業がより良いものとなるよう見直していきたい」と述べました。

また、市が把握するひとり親家庭の世帯にはこの事業が周知されているものの、中学校・高校には周知されていないことから、反貧困ネットとやまは市に対し、大学進学希望の生徒を受け持つ学校関係者への周知を徹底するよう求めました。

奨学金年齢引き上げて

反貧困ネットワークとやまは5日、富山市の「ひとり親家庭奨学金給付事業」について、支給の対象年齢を引き上げるよう求める要望書を森市長あてに提出した。事業は、ひとり親家庭の子どもが国家資格取得を目指して大学などに進学する場合に奨学金を給付する。しかし、進学の前年度末で18歳までの子が対象で、標準4年で卒業となる定時制、単位制高校に通う生徒など、さまざまな事情により進学が遅れる子どもたちには対応していない。団体による、現場の教員たちから相談が複数あり、改善を求める声が上がっていた。



要望書を手渡す西山貞義代表（市役所で）

懇談の様子は翌日の北日本新聞と北陸中日新聞で報道されました（画像は北陸中日紙）



2019年9月5日

富山市長 森 雅志 様

反-貧困ネットワークとやま

代表世話人 西山 貞義

代表世話人 松浦万里子

富山市「奨学資金給付事業」の 制度改善等に関する要望書

貴職におかれましては、市民の福祉・教育の推進にご尽力されていることに敬意を表します。

「反-貧困ネットワークとやま」は、人間らしい生活と福祉を実現し、貧困問題の社会的解決を願う当事者と支援者が個人の立場で集まり、2013年11月に設立され、以後、貧困問題の社会的解決に向けて、様々な活動を行っております。

さて、富山市は、給付型の奨学資金制度として「福祉奨学資金給付事業」と「ひとり親家庭奨学資金給付事業」を実施しています。両制度とも返済不要で給付水準が高く、学習支援事業と連動するなど「貧困の連鎖」を断ち切るための地方公共団体の制度としては、全国的にも先駆的で高く評価できる制度であると考えています。

もともと、「ひとり親家庭奨学資金給付事業」については、19歳以上の子どもは対象とならず、何らかの事情により高校への進学が遅れたり、留年したりした子どもや標準4年での卒業となる定時制、単位制高校を卒業する子どもなど、より困難な状況を抱えた子どもが利用できないなどという声が教育現場等からあがっています。そこで、全国的にも先駆的で高く評価できる制度をさらに改善するため、下記の事項を要望いたします。

記

【要望事項】

1 「ひとり親家庭奨学資金給付事業」について、少なくとも、「進学の前年度末において20歳までの子ども」が対象となるよう制度を改善してください。

【補足説明】

- 現行制度は、対象者について、「子どもが進学する前年度末において以下の①または②に該当している方」としている。
 - ①児童扶養手当の対象児童になっており、その手当が全部支給である。
 - ②富山市ひとり親家庭等医療費助成制度を受給していて、世帯所得が児童扶養手当の全部支給世帯と同様の所得の範囲にある。
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを対象とする児童扶養手当や富山市ひとり親家庭医療費助成制度と関連付けているため、結果として、進学の前年度末において「18歳」までの

子どもが対象となってしまっており、標準4年での卒業となる定時制、単位制高校の子どもや進学遅れ等により進学の前年度末において19歳の子ども等は対象外となってしまふ。

- 定時制、単位制高校等に進学した子どもや進学が遅れたり、留年するなどした子どもは、より多くの困難を抱えていることが多い。「貧困の連鎖」を断ち切るためには、このような子どもこそ、より手厚く支援する必要性が高い。
 - 国及び地方公共団体に教育支援等の子どもの貧困対策推進を求める「子どもの貧困対策法」は「子ども」の定義として「18歳未満とする」などと年齢を明示しておらず、また、国が進める新しい給付奨学金制度(2020年度開始)も、対象者を「高等学校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学する予定の人」などとしており子どもの年齢による制限を設けていない。したがって、「ひとり親家庭奨学資金給付事業」の対象者を18歳までとしなければならない必要性は乏しい。
 - ① 「ひとり親家庭」という困難な状況にある家庭を対象とする制度である以上、定時制、単位制高校等に通ったり、留年したり進学が遅れたりする支援の必要性が高い子どもがいることも想定しておくべきであること、
 - ② 国が進める新しい給付奨学金制度も、対象者を「高等学校等を卒業後2年の間に入学が認められ進学する予定の人」などとしていること、
 - ③ 「子ども」とは、通常、「20歳未満の者」を指し、20歳前後の者の多くは、教育を受けるなどして経済的には自立しておらず親の扶養を受けているという実態があること、
 - ④ 進学の前年度末において18歳までの子どものみを対象とし、19歳、20歳の子どもは例外なく対象外とするという区別の合理的理由は見当たらないこと、
- などに鑑み、「ひとり親家庭奨学資金給付事業」については、少なくとも、「進学の前年度末において20歳までの子ども」が対象となるように制度を改善していただきたい。

2 「福祉奨学資金給付事業」と「ひとり親家庭奨学資金給付事業」について、高校や中学校の関係者への周知を徹底してください。

【補足説明】

- 上記の両制度について、それぞれ個別に周知と意向確認をされているとのことであるが、生徒が所属する中学校や高校の教員等には、この制度を知らない方も多く、そうすると、当然、生徒やその家族への周知が不十分となる。進路指導を担う教育現場にもしっかり周知をはかり、より多くの子どもがこれらの制度を活用できるようにしていただきたい。

【連絡先】 反-貧困ネットワークとやま

富山市堀端町1-12 富山中央法律事務所(西山)

電話(076)423-2466 FAX(076)423-0699

富山市桜橋通り6-13 フコク生命ビル11階

富山県保険医協会(杉田)

電話(076)442-8000 FAX(076)442-3033